

# 1. 市税の徴収に要する経費調

(単位：千円)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
税収入	市 税 … (a)	61,103,790	62,155,275	63,723,895	
	個人の県民税	13,936,996	14,233,779	14,675,383	
	合 計 … (b)	75,040,786	76,389,054	78,399,278	
徴税費	人件費	基本給	422,104	426,103	428,851
		諸手当	217,963	221,129	244,905
		(イ) 超過勤務手当	23,438	25,117	36,840
		(ロ) 税務特別手当	459	241	245
		(ハ) その他の手当	194,066	195,771	207,820
		その他	134,341	137,250	140,917
		小 計	774,408	784,482	814,673
	需要費	旅費	373	310	280
		賃金	47,143	44,887	44,837
		その他	185,629	171,809	126,498
		小 計	233,145	217,006	171,615
	報奨金及びこれに類する経費	納期前納付の報奨金	—	—	—
		納税貯蓄組合補助金	—	—	—
		納税奨励金	—	—	—
		その他	464	409	508
		小 計	464	409	508
	その他	その他	17,822	16,138	15,894
	合 計 … (c)		1,025,839	1,018,035	1,002,690
	県民税徴収取扱費	納税義務者数を基準にした金額	544,679	548,390	552,626
		報奨金の額に相当する金額	2,057	1,775	1,169
合 計 … (d)		546,736	550,165	553,795	
税収入額に対する徴税費の割合	(c) - (d) … (e)	479,103	467,870	448,895	
	(c) / (b)	1.4%	1.3%	1.3%	
	(e) / (a)	0.8%	0.8%	0.7%	
徴税職員数	総務関係	18人	20人	25人	
	課税関係	63人	62人	63人	
	徴収関係	22人	21人	17人	
	合 計	103人	103人	105人	
	ほか臨時職員	11人	11人	11人	

## 2. 税務関係税外収入調

(単位：円)

区 分	単 価 等	平成24年度	平成25年度	平成26年度
国有提供施設等所在市助成交付金	概 算	3,908,000	4,350,000	4,090,000
証 明 手 数 料	1件 200 (住宅用 1,300)	14,807,900	16,032,800	17,602,700
督 促 手 数 料	1件 100	558,695	388,105	292,600
閱 覧 手 数 料	1件 100	918,900	844,000	828,000
地 籍 図 複 写 手 数 料	1件 250	1,125,250	1,220,750	1,034,000
県 民 税 徴 収 取 扱 費	法 定 基 準	582,561,371	574,769,478	590,900,642
延 滞 金	〃	130,953,584	152,371,496	119,665,601
加 算 金	〃		0	
滞 納 処 分 費	概 算	237,950	141,400	0
試 乗 標 識 実 費 弁 償 金	1件 100		0	100
標 識 再 交 付 弁 償 金	1件 100	7,600	6,700	5,900

### 3. 税務諸証明過去5か年件数調

(単位：件)

区分		年度				
		22	23	24	25	26
市民税関係	所得証明	23,407 (12,494)	23,252 (12,618)	25,460 (13,703)	25,664 (14,184)	26,116 (14,563)
	課税証明	13,828 (6,504)	13,305 (6,130)	13,721 (6,434)	16,810 (8,363)	23,451 (12,608)
	非課税証明	7,565 (4,778)	8,782 (5,715)	7,755 (5,185)	7,899 (5,372)	9,861 (6,736)
	小計	44,800 (23,776)	45,339 (24,463)	46,936 (25,322)	50,373 (27,919)	59,428 (33,907)
資産税関係	車庫証明	9 (9)	12 (12)	12 (12)	9 (9)	2 (2)
	諸証明	10,368	10,578	10,406	10,586	10,474
	住宅用家屋証明	1,818	1,924	1,739	1,904	1,705
	閲覧	11,724	9,455	9,189	8,440	8,280
	地籍図複写	5,416	4,255	4,501	4,883	4,136
	価格通知書	5,338	5,642	5,641	6,618	6,142
	小計	34,673 (9)	31,866 (12)	31,488 (12)	32,440 (9)	30,739 (2)
納税関係	納税証明	5,656 (1,519)	5,419 (1,479)	5,382 (1,559)	6,820 (2,004)	7,027 (2,167)
	軽自動車税 車検用納税証明	16,319 (13,641)	16,875 (14,032)	16,658 (14,006)	17,042 (14,389)	16,542 (14,010)
	小計	21,975 (15,160)	22,294 (15,511)	22,040 (15,565)	23,862 (16,393)	23,569 (16,177)
合計		101,448 (38,945)	99,499 (39,986)	100,464 (40,899)	106,675 (44,321)	113,736 (50,086)

※手数料1件につき200円

(但し、住宅用家屋証明は平成5年度は950円、平成6年度から1,200円、平成9年度から1,300円、  
閲覧申請は100円、地籍図複写は250円、価格通知書、軽自動車税(車検用)納税証明は無料)

※( )中は、上段数値のうち市内8か所の窓口センター発行の再掲分

#### 4. 市税の課税標準及び納期一覧表

税 目	課 税 標 準	納 期
市 民 税	個人 { 均 等 割 所 得 割 前年の所得額  法人 { 均 等 割 法 人 税 割 法人税額	普通徴収 第 1 期 6月15日 ~ 6月30日 第 2 期 8月15日 ~ 8月31日 第 3 期 10月15日 ~ 10月31日 第 4 期 翌年1月15日 ~ 1月31日  特別徴収 給 与 6月~翌年5月 年 金 4月~翌年2月  法人税と同じ
固 定 資 産 税	1月1日現在における土地・家屋、償却資産の価格	第 1 期 5月15日 ~ 5月31日 第 2 期 7月15日 ~ 7月31日 第 3 期 12月15日 ~ 12月28日 第 4 期 翌年2月15日 ~ 2月末日
軽 自 動 車 税	原動機付自転車、軽自動車、二輪小型自動車及び小型特殊自動車の台数	全 期 5月15日 ~ 5月31日
市 た ば こ 税	卸売販売業者等が小売販売業者又は直接消費者に売渡した本数	当月分を翌月末日までに
鉦 産 税	鉦物の価格	当月分を翌月20日までに
特別土地保有税	土地の取得価額	保有に係るもの 5月31日 取得に係るもの 8月31日、2月末日
事 業 所 税	資 産 割 事業所床面積 従 業 者 割 従業者給与総額	個 人 翌年の3月15日までに 法 人 事業年度終了の日から2月以内
都 市 計 画 税	固定資産(土地・家屋)の価格	固定資産税と同じ

## 5.平成27年度税率一覧表

税 目	税 率	
市 民 税	1. 均等割 ◎ 市内に住所を有する個人 3,500円 ◎ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 3,500円 ◎ 法 人 (1) 公益社団法人等及び資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数〔(2)から(9)までにおいて「従業者数の合計数」という。〕が50人以下のもの 50,000円 (2) 資本金等の額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 120,000円 (3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 130,000円 (4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 150,000円 (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者の合計数が50人以下であるもの 160,000円 (6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 400,000円 (7) 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 410,000円 (8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者の合計数が50人を超えるもの 1,750,000円 (9) 資本金等の額が50億円を超える法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 3,000,000円 2. 所得割 標準税率 法人税割 100分の9.7	
	固 定 資 産 税	課税標準額の100分の1.4
	軽 自 動 車 税	1. 原動機付自転車 ◎ 総排気量が50cc以下のもの又は定格出力が0.6kw以下のもの 1,000円
		◎ 総排気量が50ccを超え90cc以下のもの又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの 1,200円

税 目	税 率
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 総排気量が90ccを超えるもの又は定格出力が0.8kwを超えるもの 1,600円</li> <li>◎ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもので車室を備えかつ輪距が0.5mを超えるもの 2,500円</li> <li>2. 軽自動車及び小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 二輪のもの(側車付のものを含む) 2,400円</li> <li>(2) 三輪のもの 3,900円(3,100円)</li> <li>(3) 四輪以上のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乗用のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>営業用 6,900円(5,500円)</li> <li>自家用 10,800円(7,200円)</li> </ul> </li> <li>○ 貨物用のもの <ul style="list-style-type: none"> <li>営業用 3,800円(3,000円)</li> <li>自家用 5,000円(4,000円)</li> </ul> </li> <li>○ 専ら雪上を走行するもの 2,400円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">※平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた三輪のもの又は四輪以上のものについては( )内の税率を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農耕作業用のもの 1,600円</li> <li>(2) その他のもの 4,700円</li> </ul> </li> </ul> <li>3. 二輪の小型自動車 4,000円</li>
市たばこ税	<p>売渡し本数1,000本につき5,262円</p> <p style="margin-left: 100px;">[ 旧3級品紙巻きたばこについては、 売渡し本数1,000本につき2,495円 ]</p>
鉱産税	<p>鉱物の価格の合計額が200万円を超える場合 100分の1</p> <p>鉱物の価格の合計額が200万円以下である場合 100分の0.7</p>
特別土地保有税	新たな課税は行わない
事業所税	<p>資 産 割 …事業所床面積1㎡につき600円</p> <p>従 業 者 割 …従業者給与総額の100分の0.25</p>
都市計画税	課税標準額の100分の0.25

区分		平成23年度																																					
市民税	個人	均等割	3,000円																																				
		所得割	6%																																				
	均等割	資本金等の額	従業者数	税額																																			
			公益法人等	50,000円																																			
		1千万円以下	50人以下	120,000円																																			
			50人超	130,000円																																			
		1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円																																			
			50人超	160,000円																																			
		1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円																																			
			50人超	410,000円																																			
10億円超	50人以下	1,750,000円																																					
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円																																					
		50億円超																																					
法人税割	法人税額の12.3%																																						
固定資産税	1.4% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																																						
軽自動車税	<table border="0"> <tr> <td>○原動機付自転車</td> <td>○軽自動車</td> <td>○小型特殊自動車</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>50CC以下 1,000円</td> <td>2輪車 2,400円</td> <td>農耕作業用</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>90CC以下 1,200円</td> <td>3輪車 3,100円</td> <td>1,600円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>125CC以下 1,600円</td> <td>4輪乗用 営業用 5,500円</td> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用 7,200円</td> <td>4,700円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>○雪上車 2,400円</td> <td>4輪貨物 営業用 3,000円</td> <td>○2輪小型自動車</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 4,000円</td> <td>4,000円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車			50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用			90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円			125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他			ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円			○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車				自家用 4,000円	4,000円		
○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車																																					
50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用																																					
90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円																																					
125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他																																					
ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円																																					
○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車																																					
	自家用 4,000円	4,000円																																					
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき3,298円(平成22年10月1日以降4,618円) (旧3級品紙巻たばこ1,000本につき1,564円(平成22年10月1日以降2,190円))																																						
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																																						
特別土地保有税	新たな課税はしない																																						
事業所税	資産割 1㎡につき600円	従業者割	給与総額の0.25%																																				
都市計画税	0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満																																						
制度改正内容																																							

区分		平成24年度																														
市民税	個人	均等割	3,000円																													
		所得割	6%																													
	均等割	資本金等の額	従業者数	税額																												
			公益法人等	50,000円																												
		1千万円以下	50人以下																													
			50人超	120,000円																												
		1千万円超、1億円以下	50人以下	130,000円																												
			50人超	150,000円																												
		1億円超、10億円以下	50人以下	160,000円																												
			50人超	400,000円																												
10億円超	50人以下	410,000円																														
10億円超、50億円以下	50人超	1,750,000円																														
		3,000,000円																														
法人税割	法人税額の12.3%																															
固定資産税	1.4% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																															
軽自動車税	<table border="0"> <tr> <td>○原動機付自転車</td> <td>○軽自動車</td> <td colspan="2">○小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>50CC以下 1,000円</td> <td>2輪車 2,400円</td> <td colspan="2">農耕作業用</td> </tr> <tr> <td>90CC以下 1,200円</td> <td>3輪車 3,100円</td> <td colspan="2">1,600円</td> </tr> <tr> <td>125CC以下 1,600円</td> <td>4輪乗用 営業用 5,500円</td> <td colspan="2">その他</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用 7,200円</td> <td colspan="2">4,700円</td> </tr> <tr> <td>○雪上車 2,400円</td> <td>4輪貨物 営業用 3,000円</td> <td colspan="2">○2輪小型自動車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 4,000円</td> <td colspan="2">4,000円</td> </tr> </table>				○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車		50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用		90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円		125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他		ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円		○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車			自家用 4,000円	4,000円	
○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車																														
50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用																														
90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円																														
125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他																														
ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円																														
○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車																														
	自家用 4,000円	4,000円																														
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき4,618円 (旧3級品紙巻たばこ1,000本につき2,190円)																															
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																															
特別土地保有税	新たな課税はしない																															
事業所税	資産割 1㎡につき600円		従業者割 給与総額の0.25%																													
都市計画税	0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満																															
制度改正内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税:年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮小(16歳以上19歳未満の特定扶養控除45万円→33万円)</li> <li>・個人市民税:退職所得に係る10%控除の廃止</li> <li>・固定資産税:住宅用地に係る据置特例の廃止(経過措置として、24・25年度は、負担水準90以上据置)</li> </ul>																															



区 分		平 成 25 年 度																																					
市 民 税	個 人	均 等 割	3,000円																																				
		所 得 割	6%																																				
	均 等 割	資本金等の額	従業者数	税額																																			
			公益法人等	50,000円																																			
		1千万円以下	50人以下	120,000円																																			
			50人超	130,000円																																			
		1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円																																			
			50人超	160,000円																																			
		1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円																																			
			50人超	410,000円																																			
10億円超	50人以下	1,750,000円																																					
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円																																					
50億円超																																							
法人税割	法人税額の12.3%																																						
固 定 資 産 税	1.4% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																																						
軽 自 動 車 税	<table border="0"> <tr> <td>○原動機付自転車</td> <td>○軽自動車</td> <td>○小型特殊自動車</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>50CC以下 1,000円</td> <td>2輪車 2,400円</td> <td>農耕作業用</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>90CC以下 1,200円</td> <td>3輪車 3,100円</td> <td>1,600円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>125CC以下 1,600円</td> <td>4輪乗用 営業用 5,500円</td> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用 7,200円</td> <td>4,700円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>○雪上車 2,400円</td> <td>4輪貨物 営業用 3,000円</td> <td>○2輪小型自動車</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 4,000円</td> <td>4,000円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車			50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用			90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円			125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他			ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円			○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車				自家用 4,000円	4,000円		
○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車																																					
50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用																																					
90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円																																					
125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他																																					
ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円																																					
○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車																																					
	自家用 4,000円	4,000円																																					
市 た ば こ 税	売渡し本数1,000本につき5,262円 (旧3級品紙巻たばこ1,000本につき2,495円)																																						
鉦 産 税	鉦物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																																						
特 別 土 地 保 有 税	新たな課税はしない																																						
事 業 所 税	資産割 1㎡につき600円	従業者割	給与総額の0.25%																																				
都 市 計 画 税	0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満																																						
制 度 改 正 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税:生命保険料控除額の改組</li> <li>介護医療保険料控除枠の創設</li> </ul>																																						

区分		平成26年度																							
市民税	個人	均等割	3,500円																						
		所得割	6%																						
	均等割	資本金等の額	従業者数	税額																					
			公益法人等	50,000円																					
		1千万円以下	50人以下	120,000円																					
			50人超	130,000円																					
		1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円																					
			50人超	160,000円																					
		1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円																					
			50人超	410,000円																					
10億円超	50人以下	1,750,000円																							
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円																							
50億円超																									
法人税割	法人税額の12.3% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度に係る申告分からは9.7%																								
固定資産税	1.4% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																								
軽自動車税	<table border="0"> <tr> <td>○原動機付自転車</td> <td>○軽自動車</td> <td>○小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>50CC以下 1,000円</td> <td>2輪車 2,400円</td> <td>農耕作業用</td> </tr> <tr> <td>90CC以下 1,200円</td> <td>3輪車 3,100円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>125CC以下 1,600円</td> <td>4輪乗用 営業用 5,500円</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>自家用 7,200円</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>○雪上車 2,400円</td> <td>4輪貨物 営業用 3,000円</td> <td>○2輪小型自動車</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 4,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>				○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車	50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用	90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円	125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他	ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円	○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車		自家用 4,000円	4,000円
○原動機付自転車	○軽自動車	○小型特殊自動車																							
50CC以下 1,000円	2輪車 2,400円	農耕作業用																							
90CC以下 1,200円	3輪車 3,100円	1,600円																							
125CC以下 1,600円	4輪乗用 営業用 5,500円	その他																							
ミニカー 2,500円	自家用 7,200円	4,700円																							
○雪上車 2,400円	4輪貨物 営業用 3,000円	○2輪小型自動車																							
	自家用 4,000円	4,000円																							
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円 (旧3級品紙巻たばこ1,000本につき2,495円)																								
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																								
特別土地保有税	新たな課税はしない																								
事業所税	資産割 1㎡につき600円 従業者割 給与総額の0.25%																								
都市計画税	0.25% (免税点)土地30万円未満、家屋20万円未満																								
制度改正内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人市民税:平成26年10月1日以後に開始する事業年度から法人税割を9.7%に引き下げる。</li> <li>個人市民税:震災復興のため市民税均等割を500円増額。</li> </ul>																								

区分		平成 27 年 度																										
市民税	個人	均等割	3,500円																									
		所得割	6%																									
	均等割	資本金等の額	従業者数	税額																								
			公益法人等	50,000円																								
		1千万円以下	50人以下	120,000円																								
			50人超	130,000円																								
		1千万円超、1億円以下	50人以下	150,000円																								
			50人超	160,000円																								
		1億円超、10億円以下	50人以下	400,000円																								
			50人超	410,000円																								
10億円超	50人以下	1,750,000円																										
10億円超、50億円以下	50人超	3,000,000円																										
50億円超																												
法人税割	法人税額の9.7%□																											
固定資産税	1.4% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満																											
軽自動車税	<p>○原動機付自転車 ○軽自動車</p> <p>50CC以下 1,000円 2輪車 2,400円</p> <p>90CC以下 1,200円 3輪及び4輪</p> <table border="1"> <tr> <td>最初の新規検査</td> <td>27年3月31日まで</td> <td>27年4月1日以降</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪</td> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3輪車</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> </table> <p>125CC以下 1,600円</p> <p>ミニカー 2,500円</p> <p>○雪上車 2,400円</p> <p>○2輪小型自動車 4,000円</p> <p>○小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用 1,600円</p> <p>その他 4,700円</p>				最初の新規検査	27年3月31日まで	27年4月1日以降	4輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円		自家用	7,200円	10,800円	貨物	営業用	3,000円	3,800円		自家用	4,000円	5,000円	3輪車		3,100円	3,900円
最初の新規検査	27年3月31日まで	27年4月1日以降																										
4輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円																								
		自家用	7,200円	10,800円																								
	貨物	営業用	3,000円	3,800円																								
		自家用	4,000円	5,000円																								
3輪車		3,100円	3,900円																									
市たばこ税	売渡し本数1,000本につき5,262円 (旧3級品紙巻たばこ1,000本につき2,495円)																											
鉱産税	鉱物価格の1%(月合計200万円以下0.7%)																											
特別土地保有税	新たな課税はしない																											
事業所税	資産割 1㎡につき600円	従業者割	給与総額の0.25%																									
都市計画税	0.25% (免税点) 土地30万円未満、家屋20万円未満																											
制度改正内容																												

## 7. 市民税（個人）所得控除額等の推移

控除種類		年度		
		平成23年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円超～ 360万円超～ 660万円超～ 1,000万円超～	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 年収×5%+170万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額 白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)		
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		15,000円以下 15,001円～ 40,000円 40,001円～ 70,000円 70,001円以上	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 35,000円	
	一般の生命保険料と個人年金分の生命保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 70,000円			
	地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)
			50,000円以下 50,001円以上	支払保険料×1/2 25,000円
		旧長期	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)
※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。 地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円 寡夫 260,000円	特別寡婦 300,000円 勤労学生 260,000円		
障害者	260,000円	特別障害者 300,000円		
配偶者	330,000円	老人配偶者 380,000円 同居特障配偶者 560,000円 (70才以上は) 610,000円		
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。			
扶養	一般扶養 330,000円 同居老親等 450,000円	特定扶養 450,000円 同居特別障害者は230,000円加算	老人扶養 380,000円	
基礎	330,000円			
配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)			
その他	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－5,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－5,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)		
	調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)		
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下		

控除種類		年度	平成24年度	
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円以下 180万円超～ 360万円以下 360万円超～ 660万円以下 660万円超～ 1,000万円以下 1,000万円超～	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 年収×5%+170万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額 白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)		
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額) (保険料控除金額) 15,000円以下 支払保険料の全額 15,001円～ 40,000円 支払保険料×1/2+7,500円 40,001円～ 70,000円 支払保険料×1/4+17,500円 70,001円以上 35,000円		
		一般の生命保険料と個人年金分の生命保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 70,000円		
	地震保険料	地震 (支払った保険料の金額) (保険料控除金額) 50,000円以下 支払保険料×1/2 50,001円以上 25,000円		
		旧長期 (支払った保険料の金額) (保険料控除金額) 5,000円以下 支払保険料の全額 5,001円～ 15,000円 支払保険料×1/2+2,500円 15,001円以上 10,000円		
	※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円		
	寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円		
障害者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 530,000円)			
配偶者	330,000円 老人配偶者 380,000円			
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。			
扶養	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円 ※0～15歳の年少扶養の控除廃止、特定扶養19～22歳に縮小。			
基礎	330,000円			
その他	配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)		
	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)		
	調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ {人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)}×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)		
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下		

控除種類		年度		
		平成25年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円以下 180万円超～ 360万円以下 360万円超～ 660万円以下 660万円超～ 1,000万円以下 1,000万円超～	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 年収×5%+170万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額	白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)	
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
			32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
			56,000円超～	28,000円
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	15,000円以下	支払保険料の全額
15,000円超～ 40,000円以下			支払保険料×1/2+7,500円	
40,000円超～ 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円			
70,000円超～		35,000円		
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)				
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		50,000円以下 50,000円超	支払保険料×1/2 25,000円	
	旧長期	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		5,000円以下 5,000円超～ 15,000円以下 15,000円超～	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+2,500円 10,000円	
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
※長期損害保険契約のうち平成18年未だに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。				
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生		寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円		
障害者		260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 610,000円)		
配偶者		330,000円 老人配偶者 380,000円		
配偶者特別控除		配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。		
扶養基礎	一般扶養	330,000円	特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円	
	同居老親等	450,000円		
配当控除		1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)		
その他調整控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)			
	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。			
	① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%)			
	② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ (人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円))×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)			
障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲		1,250,000円以下		

控除種類		年度		
		平成 26 年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円以下 180万円超～ 360万円以下 360万円超～ 660万円以下 660万円超～ 1,000万円以下 1,000万円超～ 1,500万円以下 1,500万円超～	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 年収×5%+170万円 245万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額 白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)		
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
			32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
			56,000円超～	28,000円
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	15,000円以下	支払保険料の全額
15,000円超～ 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円			
40,000円超～ 70,000円以下		支払保険料×1/4+17,500円		
70,000円超～		35,000円		
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)				
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		50,000円以下	支払保険料×1/2	
	50,000円超	25,000円		
	旧長期	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
5,000円以下		支払保険料の全額		
5,000円超～ 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円			
15,000円超～	10,000円			
地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円				
※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。	寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円		
	障害者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 610,000円)		
配偶者	330,000円 老人配偶者 380,000円			
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額=33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額=38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額=3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。			
扶養	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円			
基礎	330,000円			
その他	配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)		
	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)		
	調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ [人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)]×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)		
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下		

控除種類		年度		
		平成 27 年度		
所得金額	給与所得控除	162万5,000円以下 162万5,000円超～ 180万円以下 180万円超～ 360万円以下 360万円超～ 660万円以下 660万円超～ 1,000万円以下 1,000万円超～ 1,500万円以下 1,500万円超～	65万円 年収×40% 年収×30%+18万円 年収×20%+54万円 年収×10%+120万円 年収×5%+170万円 245万円	
	事業専従者控除	青色 適正な給与の支給額 白色 次の①、②いずれか低い金額 ① 配偶者 860,000円 その他 500,000円 ② 事業所得÷(専従者数+1)		
所得控除	雑損	次の①、②いずれか多い金額 損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ① Aの金額－(総所得金額等の合計額×10%) ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円		
	医療費	(支払った医療費－保険等により補てんされた金額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 2,000,000円		
	社会保険料	支払保険料の全額		
	小規模企業共済等掛金	支払掛金の全額		
	生命保険料	(支払った保険料の金額)		(保険料控除金額)
		新契約 (契約日: H24.12.31～)	12,000円以下	支払保険料の全額
			12,000円超～ 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
			32,000円超～ 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
			56,000円超～	28,000円
		旧契約 (契約日: ～H24.12.31)	15,000円以下	支払保険料の全額
			15,000円超～ 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円
	40,000円超～ 70,000円以下		支払保険料×1/4+17,500円	
		70,000円超～	35,000円	
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の計算式により計算した控除額の合計額 (限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 (限度額28,000円)				
地震保険料	地震	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
		50,000円以下 50,000円超	支払保険料×1/2 25,000円	
	旧長期	(支払った保険料の金額)	(保険料控除金額)	
※長期損害保険契約のうち平成18年末までに契約を締結したものに限り、控除が適用できる。		5,000円以下 5,000円超～ 15,000円以下 15,000円超～	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+2,500円 10,000円	
	地震保険料と旧長期損害保険料の支払額を各々上の式に当てはめ算出した控除額の合計額 限度額 25,000円			
寡婦・特別寡婦・寡夫・勤労学生	寡婦 260,000円 特別寡婦 300,000円 寡夫 260,000円 勤労学生 260,000円			
障害者	260,000円 特別障害者 300,000円 (同居特別障害 610,000円)			
配偶者	330,000円 老人配偶者 380,000円			
配偶者特別控除	配偶者特別控除は、次の算式によって計算された金額です。 ・配偶者の合計所得金額が45万円未満である者 特別控除額＝33万円 ・配偶者の合計所得金額が45万円以上75万円未満である者 特別控除額＝38万円－(合計所得金額－38万円) ・配偶者の合計所得金額が75万円以上76万円未満である者 特別控除額＝3万円 なお、カッコ内の金額が5万円の整数倍の金額から3万円を控除した金額でないときは、その金額に満たない5万円の整数倍から3万円を控除した金額のうち、最も多い金額とする。			
扶養	一般扶養 330,000円 特定扶養 450,000円 老人扶養 380,000円 同居老親等 450,000円			
基礎	330,000円			
その他	配当控除	1.6% (1千万円超 0.8%) (県) 1.2% (1千万円超 0.6%)		
	寄附金控除	基本控除 (寄附金額－2,000円)×10% (市6%、県4%) 特例控除 (寄附金額－2,000円)×(90%－所得税の限界税率) (市3/5、県2/5)		
	調整控除	調整控除は、次の算式によって計算された金額です。 ① 課税所得金額200万円以下の場合、次のいずれか小さい金額 ・ 人的控除額の差の合計額×5% (市3%、県2%) ・ 市民税の課税所得金額×5% (市3%、県2%) ② 課税所得金額200万円超の場合、次のいずれか大きい金額 ・ [人的控除額の差の合計額－(市民税の課税所得金額－200万円)]×5% (市3%、県2%) ・ 2,500円 (市1,500円、県1,000円)		
	障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税範囲	1,250,000円以下		



## 8. 税務機構の変遷

年度	平成17年度	平成18～19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23～24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
部名	財務部(130)	財務部(129)	財務部(128)	財務部(130)	財務部(130)	財務部(131)	財務部(131)	財務部(131)		
課 名 及 び 係 ・ グ ル ー プ 名	税制 法人グループ 市民 税 課 個人 (37) 市民税グループ	税制 法人グループ 市 民 税 課 個人 (37) 市民税グループ	税制 法人グループ 市 民 税 課 個人 (37) 市民税グループ	税制 法人グループ 市 民 税 課 個人 (37) 市民税グループ	税制 法人グループ 市 民 税 課 個人 (37) 市民税グループ	税制 法人グループ 市 民 税 課 個人 (37) 市民税グループ	税制 法人グループ 市 民 税 課 個人 (38) 市民税グループ	税制 法人グループ 市 民 税 課 個人 (38) 市民税グループ	税制 法人グループ 市 民 税 課 個人 (38) 市民税グループ	
	窓口 管理グループ 資産 税 課 (48) 賦課 調査グループ	窓口 管理グループ 資 産 税 課 (47) 賦課 調査グループ	窓口 管理グループ 資 産 税 課 (47) 賦課 調査グループ	窓口 管理グループ 資 産 税 課 (47) 賦課 調査グループ	窓口 管理グループ 資 産 税 課 (47) 賦課 調査グループ	窓口 管理グループ 資 産 税 課 (47) 賦課 調査グループ	窓口 管理グループ 資 産 税 課 (47) 賦課 調査グループ	窓口 管理グループ 資 産 税 課 (47) 賦課 調査グループ	窓口 管理グループ 資 産 税 課 (47) 賦課 調査グループ	窓口 管理グループ 資 産 税 課 (47) 賦課 調査グループ
	収納 啓発グループ 納 税 課 (44) 納税グループ	収納 啓発グループ 納 税 課 (44) 納税グループ	収納 啓発グループ 納 税 課 (43) 納税グループ	収納 啓発グループ 納 税 課 (45) 納税グループ	収納 啓発グループ 納 税 課 (45) 納税グループ	収納 啓発グループ 納 税 課 (46) 納税グループ	収納 啓発グループ 納 税 課 (45) 納税グループ	収納 啓発グループ 納 税 課 (46) 納税グループ	収納 啓発グループ 納 税 課 (46) 納税グループ	収納 啓発グループ 納 税 課 (46) 納税グループ